

◎令和7年札幌地方裁判所規程第12号

札幌地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和8年度における裁判事務の分配等に関する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

札幌地方裁判所

札幌地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和8年度における裁判事務の分配等に関する規程

目次

第1編 総則（第1条～第4条）

第2編 札幌地方裁判所本庁

第1章 部及び係の設置（第5条）

第2章 裁判官の配置（第6条）

第3章 民事部の裁判事務の分配（第7条～第16条）

第4章 刑事部の裁判事務の分配（第17条～第29条）

第5章 裁判事務の代理順序（第30条）

第6章 司法行政事務の代理順序（第31条・第32条）

第3編 支部（第33条～第36条）

第4編 管内簡易裁判所（第37条～第42条）

附則

第1編 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、令和8年度における札幌地方裁判所本庁及び各支部並びに管内簡易裁判所における部及び係の設置、裁判官の配置、裁判事務の分配及びその代理順序並びに司法行政事務の代理順序を定めるものとする。

（本庁及び支部の取り扱う事務）

第2条 本庁及び支部は、裁判所法、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭

和22年最高裁判所規則第14号)及び支部の取扱事務の範囲に関する規程(札幌地方裁判所平成14年規程第10号)の定めに従い、所管の事件を取り扱う。

2 前項の定めにかかわらず、分配に属しない事件を取り扱うことが相当とされる場合については、札幌地方裁判所回付等処理規程(札幌地方裁判所平成10年規程第6号)に定めるところによって処理する。

3 支部の裁判官又は裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立事件が、各支部に申し立てられた場合は、札幌地方裁判所回付等処理規程の定めに従い、本庁に回付する。

(所長による代理裁判官の指名)

第3条 札幌地方裁判所長(以下「所長」という。)は、裁判事務又は司法行政事務の代理に関し、この規程の定めによることができないときは、当該事務を代理する裁判官を指名する。

(事件の分配停止等)

第4条 本庁の各部又は札幌簡易裁判所の各係において、係属事件数に著しい不均衡が生じたとき、病気その他の事由により裁判官に長期の差し支えが生じたとき、その他相当の理由があるときは、事務分配等調整委員会は、相当の期間、当該部若しくは係に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は当該部若しくは係の事件の全部若しくは一部を他の部若しくは係に分配替えをすることができる。

## 第2編 札幌地方裁判所本庁

### 第1章 部及び係の設置

(部及び係の設置)

第5条 本庁に民事第1部から民事第5部まで及び刑事第1部から刑事第3部までを置く。

2 民事各部に別表第1の「裁判官の配置」欄のとおり各係を置く。

3 刑事各部に別表第2の「裁判官の配置」欄のとおり各係を置く。

## 第2章 裁判官の配置

### (裁判官の配置)

第6条 裁判官の配置は、別表第1及び別表第2の「裁判官の配置」欄のとおりとする。

- 2 所長は、新任判事補（判事補のうち、最初に任命された日から3年に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者をいう。）の研さんのため、新任判事補に対し、期間又は日を定めて、本庁の民事部及び刑事部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

## 第3章 民事部の裁判事務の分配

### (事件の分配等)

第7条 民事事件は、別表第1に掲げる事件の種類別に、同表記載の割合に応じて、前年度に引き続く受理の順序に従い、各部に順次分配する。ただし、事務分配等調整委員会が、相当と認めるときは、これと異なる分配をすることができる。

- 2 法科大学院に派遣される裁判官が配置された部に対する事件の分配の調整等は、事務分配等調整委員会がこれを定める。
- 3 第1項本文により、民事第2部に医事関係訴訟事件が分配された場合又は民事第3部に建築関係訴訟事件が分配された場合における通常訴訟事件（別表第1の各部の表の事件の種類及び割合の欄の1に定める通常訴訟事件をいう。以下同じ。）の分配調整措置は、事務分配等調整委員会がこれを定める。
- 4 当事者の数が10人を超える通常訴訟事件が分配された場合における通常訴訟事件の分配調整措置は、事務分配等調整委員会がこれを定める。
- 5 各部の開廷の日割は、別表第1の「開廷の日割」欄のとおりとする。

### (特殊大型事件の取扱い)

第8条 通常訴訟事件のうち、次の各号の一に該当し、その処理に多大の時間と労力を要するものとして、事務分配等調整委員会が認定した事件については、その分配及び当該事件が分配されることによる通常訴訟事件の分配調整措置は、事務

分配等調整委員会がこれを定める。

- (1) 争点が多く、事案が錯そうしている事件
- (2) 訴訟の数又は尋問予定の証人及び本人の数が膨大である事件
- (3) 当事者の数が膨大で、かつ、当事者の個別の事情が問題となる事件
- (4) 重要な社会問題又は法令の解釈適用上困難な問題を含む事件
- (5) 事件の進行上の負担が極めて大きい事件

(同種事件の取扱い)

第9条 ある部に分配された事件と同種の事件を当該部において処理するのが相当と認めるときは、事務分配等調整委員会は、同種の事件を当該部に分配し、同種事件が分配されたことによる通常訴訟事件の分配等の調整をすることができる。

(関連事件の取扱い)

第10条 複数の部に各別に分配された事件が相互に関連するときは、関係各部の裁判官の協議により分配替えをすることができる。

- 2 前項により分配替えをしたときは、分配替えを受けた部に分配すべき新件を分配替えをした部に分配する。

(建築関係訴訟事件の分配替え等)

第11条 民事第3部以外の部に分配された事件が建築関係訴訟事件に該当するときは、当該部の裁判官と民事第3部の裁判官との協議により、民事第3部に分配替えをすることができる。

- 2 民事第3部以外の部に分配された事件に反訴の提起があり、その本訴又は反訴が建築関係訴訟事件に該当するときは、当該部の裁判官と民事第3部の裁判官との協議により、当該本訴事件及び反訴事件を民事第3部に分配替えすることができる。

- 3 第1項又は前項により事件の分配替えをした場合における通常訴訟事件の分配調整措置は、事務分配等調整委員会がこれを定める。

(医事関係訴訟事件の分配替え等)

第11条の2 民事第2部以外の部に分配された事件が医事関係訴訟事件に該当するときは、当該部の裁判官と民事第2部の裁判官との協議により、民事第2部に分配替えをすることができる。

2 民事第2部以外の部に分配された事件に反訴の提起があり、その本訴又は反訴が医事関係訴訟事件に該当するときは、当該部の裁判官と民事第2部の裁判官との協議により、当該本訴事件及び反訴事件を民事第2部に分配替えすることができる。

3 第1項又は前項により事件の分配替えをした場合における通常訴訟事件の分配調整措置は、事務分配等調整委員会がこれを定める。

(付随事件等の取扱い)

第12条 本案訴訟その他基本となる事件に付随する事件は、特別の定めのない限り、基本となる事件の分配を受けた部に分配する。

2 手形判決又は小切手判決に対する異議訴訟事件は、その判決をした部に分配する。

3 訴えの提起後調停に付する決定をした事件は、その決定をした部に分配する。

4 前項の定めにかかわらず、民事第3部以外の部に分配された建築関係訴訟事件について、訴え提起後調停に付する決定をした場合は、当該決定をした部の裁判官と民事第3部の裁判官との協議により、当該調停事件を同部に分配替えをすることができる。

(地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟事件等の取扱い)

第13条 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件については、その判決をした部に分配する。

(差戻事件等の取扱い)

第14条 差戻事件は、原裁判をした裁判官の属しない部に順次分配する。

- 2 移送決定が取り消された場合の基本となる事件は、その移送決定をした部又は系の属する部に分配する。

(再審事件等の取扱い)

第15条 再審事件は、原裁判をした部又は原裁判をした系の属する部に分配する。

ただし、その部がないときは、各部に順次分配する。

- 2 上訴提起等事件及び受命裁判官又は受託裁判官の処分に対する異議申立事件は、前項に準じて分配する。

(除斥申立事件等の取扱い)

第16条 裁判官（労働審判官及び民事調停官を含む。以下同じ。）又は裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立事件は、その裁判官又は裁判所書記官の属しない部に順次分配する。

- 2 民事調停委員又は労働審判員に対する除斥の申立事件及び専門委員に対する除斥又は忌避の申立事件は、その民事調停委員、労働審判員又は専門委員が関与している事件が係属していない部に順次分配する。
- 3 裁判官について除斥の決定若しくは忌避を認める決定のあった事件又は回避の許可があった事件は、その裁判官の属する部から次順位の部に分配替えをする。
- 4 前項の場合においては、分配替えを受けた部に分配すべき新件を分配替えをした部に分配する。

#### 第4章 刑事部の裁判事務の分配

(事件の分配等)

第17条 刑事事件は、別表第2に掲げる事件の種類別に、同表記載の割合に応じて、前年度に引き続く受理の順序に従い、各部に順次分配する。ただし、事務分配等調整委員会が、相当と認めるときは、これと異なる分配をすることができる。

- 2 法科大学院に派遣される裁判官が配置された部に対する事件の分配の調整等は、

事務分配等調整委員会がこれを定める。

- 3 各部の開廷の日割は、別表第2の「開廷の日割」欄のとおりとする。

(医療観察法関係事件の分配等の特則)

第18条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条、第59条第1項若しくは第2項又は第76条第1項若しくは第2項の申立事件であつて、当該対象者について医療観察法第42条第1項第1号又は第2号の決定をした部があるものは、受理の順序にかかわらず、その決定をした部に分配する。前記決定をした部がないときにおいて、医療観察法所定の終局決定をした部があるものは、受理の順序にかかわらず、直近にその決定をした部に分配する。申立書に当該対象者に対する他の処遇事件がある旨の記載がされた処遇事件は、受理の順序にかかわらず、当該他の処遇事件を担当する部に分配する。

- 2 処遇事件の係属する裁判所が医療観察法第41条第1項の決定をしたときは、当該処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官の所属する部の裁判官の合議体により、医療観察法第40条第1項第1号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を行う。

- 3 医療観察法第72条第1項に定める取消請求事件又は第73条第1項に定める異議申立事件の分配を受けるべき部に原裁判をした裁判官又は原裁判に関与した裁判官が属するときは、当該事件を次順位の部に分配し、その直後に受理した上記事件を当該事件の分配を受けるべき部に分配する。

(異議申立事件等の分配の特則)

第19条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第35条第1項の異議申立事件、第42条第1項の異議申立事件（受訴裁判所による第41条第2項第1号の却下決定に対するもの）及び第94条第1項の異議申立事件は、異議申立てがあつた週において裁判員法第2条第1項の事件（以下

「裁判員裁判」という。)が非開廷となる部に分配する。

- 2 裁判員法第3条第1項及び第3条の2第1項の決定にかかる事務並びに第41条第2項に基づいて地方裁判所に送付された解任請求事件及び第43条第2項に基づいて地方裁判所に通知された職権解任事件についても、前項と同様とする。
- 3 裁判員法第41条第2項に基づいて事件の送付を受けた地方裁判所がした却下決定に対する第42条第1項の異議申立事件は、当該却下決定をした部及び本案事件である裁判員裁判係属部以外の部に分配する。

第20条 事件の分配を受けるべき部が刑事訴訟法第429条並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第52条第2項等の没収保全及び追徴保全に関する準抗告事件を処理したものであるときは、当該事件を次順位の部に分配し、その直後に受理した事件を当該準抗告事件を処理した部に分配する。

- 2 前項の準抗告事件の分配を受けるべき部に原裁判に関与した裁判官が属するとき、又は本案事件が係属するとき、当該準抗告事件を次順位の部に分配し、その直後に受理した事件を当該準抗告事件の分配を受けるべき部に分配する。

（関連事件の取扱い）

第21条 複数の部に各別に分配された事件が相互に関連するときは、関係各部の裁判官の協議により分配替えをすることができる。

- 2 前項の場合においては、その直後に受理した事件を分配替えをした部に分配する。
- 3 同一被告人に対する追起訴事件は、先に受理した事件の係属する部に分配する。

（付随事件等の取扱い）

第22条 刑事補償請求事件、費用補償請求事件、訴訟費用免除申立事件、保釈保証金没取の請求事件、上訴権回復の請求事件、裁判の疑義の解釈の申立事件、裁判の執行の異議の申立事件、刑法第52条の刑の決定の請求事件、第三者の権利の存続の請求事件、没収及び追徴の保全手続に係る請求又は申立事件、没収及び

追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続に係る請求事件及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第23条の損害賠償命令申立事件、出国制限制度に関する請求事件その他基本となる裁判又は本案事件に付随する事件（令状に関する事件を除く。）は、基本となる裁判をした部若しくは基本となる裁判をした系の属する部又は本案事件の分配を受けた部に分配する。ただし、その部がないときは、各部に順次分配する。

第23条 更生保護法第52条第6項の求意見の処理は、基本となる判決を宣告した部又は基本となる判決を宣告した系の属する部に分配する。ただし、基本となる判決を宣告した裁判所が札幌地方裁判所本庁以外の場合には、各部に順次分配する。

（令状事件等の取扱い）

第24条 起訴前の勾留理由開示の手続は、勾留状を発した裁判官が行う。ただし、所長は、必要があると認めるときは、その指名する裁判官に担当させることができる。

2 起訴後第1回公判期日前の証人尋問請求、起訴後第1回公判期日前の勾留及び証拠保全に関する処分、起訴後第1回公判期日前の没収及び追徴の保全手続に係る請求又は申立事件、没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続に係る請求事件に関する処分は、別表第3の本案事件の係属する部又は係に対応する裁判官が行う。ただし、勾留理由開示の手続は、簡易裁判所の裁判官が勾留状を発した場合を除き、勾留状を発した裁判官が行い、簡易裁判所の裁判官が勾留状を発した場合には、別表第3記載の裁判官が行う。

3 平日の執務時間中の令状請求事件（起訴前の勾留に関する処分の請求事件、起訴と同時にされた求令状事件、児童福祉法第33条第3項の一時保護状請求事件、行政手続に基づく臨検等の許可請求事件（児童虐待の防止等に関する法律に基づくものを除く。）、更生保護法第63条の引致状請求事件、組織的犯罪処罰法第71条の令状発付を求める申立事件、組織的犯罪処罰法第23条の起訴前の没

収保全命令申立事件（取消につき組織的犯罪処罰法第32条）、組織的犯罪処罰法第43条の起訴前の追徴保全命令申立事件（取消につき組織的犯罪処罰法第47条）、麻薬特例法第23条の令状発付を求める申立事件、同法第19条第3項の起訴前の没収保全命令申立事件（取消につき同条第4項）、同法第20条第2項の起訴前の追徴保全命令申立事件（取消につき同条第3項）、国際捜査共助等に関する法律第11条の令状発付を求める申立事件、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第5条の令状発付を求める申立事件、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第10条の3及び第10条の4の令状発付を求める事件、医療観察法第34条第1項前段、第60条第1項前段及び第99条第6項の処分を含む。））、刑事訴訟法第37条の2、第37条の4、第37条の5、第38条の3第4項及び第350条の17に関する処分（以下「被疑者の国選弁護人選任等の処分」という。）並びに検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士に関する処分は、別表第4記載の裁判官が行う。

- 4 平日の執務時間外、裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。）及び夏季休廷期間中に処理すべき令状請求事件の処理は、別に定めるところによる。
- 5 前項の定めにより令状請求事件を処理した裁判官は、第2項本文の勾留に関する処分、没収及び追徴の保全手続に係る請求又は申立事件並びに没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続に係る請求事件に関する処分、被疑者の国選弁護人選任等の処分も行うことができる。

（通信傍受の原記録の保管事務の取扱い）

第25条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、刑事第2部総括判事が処理する。ただし、同総括判事に差し支えのあるときは、同部に所属する判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定による指名を受けた判事補を含む。以下同じ。）が代理する。

（差戻事件等の取扱い）

第26条 差戻事件又は起訴強制手続による審判に付する決定のあった事件は、原裁判に関与した裁判官が属しない部に順次分配する。

(再審請求事件等の取扱い)

第27条 再審請求事件は、原裁判をした部又は原裁判をした系の属する部に分配する。ただし、その部がないときは、各部に順次分配する。

2 再審請求事件の審判は、再審開始決定をした部で行う。

(忌避申立事件等の取扱い)

第28条 裁判官若しくは裁判所書記官に対する忌避若しくは回避の申立事件、又は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第8条第1項若しくは第5項の除斥の決定に係る事件は、その裁判官、精神保健審判員又は裁判所書記官の属しない部に順次分配する。

2 裁判官について除斥の決定又は忌避若しくは回避を認める決定があった事件は、その裁判官の属する部から次順位の部に分配替えをし、その直後に受理した事件を分配替えをした部に分配する。

(件数の算定等)

第29条 事件の件数は、法定合議制事件及び一人制事件については起訴状ごとの被告人の数により、差戻事件については上訴審の裁判書ごとの被告人の数により、起訴強制手続による審判に付する決定のあった事件については決定書ごとの被告人の数により、起訴強制事件については請求書ごとの被疑者の数により、その他の事件については申立書又は請求書の数により算定する。

2 1通の起訴状で法定合議制事件と一人制事件が併せて起訴されたときは、全体を法定合議制事件として取り扱う。

第5章 裁判事務の代理順序

(裁判長等の代理)

第30条 裁判長に差し支えのあるときは、その部の判事が別表第1又は別表第2

の当該部の「裁判官の配置」欄に掲げる順序によって代理する。

- 2 裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官の属する部の裁判官が代理する。
- 3 裁判官に差し支えがあつて、その部において合議体を構成できないとき、又は部の裁判官全員に差し支えのあるときは、民事部又は刑事部ごとに次順位の部に属する裁判官が代理する。ただし、民事部における急を要する事件については、札幌地方裁判所民事部裁判官の申合せにより、これと異なる定めをすることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第429条の準抗告事件（組織的犯罪処罰法第52条第2項等の没収保全及び追徴保全に関する準抗告事件を含む。）については、平日に担当する複数の部のうちいずれか1か部及び休日に担当する部において、合議体を構成する裁判官1名を札幌地方裁判所民事部裁判官の申合せに基づく民事部の裁判官が代理する。

#### 第6章 司法行政事務の代理順序

##### （所長の代理）

- 第31条 所長に差し支えのあるときは、判事吉川昌寛、同小野瀬昭及び同澤田久文が順次代理する。

##### （部の事務を総括する裁判官の代理）

- 第32条 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、その部の判事が別表第1又は別表第2の当該部の「裁判官の配置」欄に掲げる順序によって代理する。

#### 第3編 支部

##### （係の設置等）

- 第33条 支部の係の設置、裁判官の配置及び開廷の日割は、別表第5のとおりとする。
- 2 支部の裁判事務の分配は、当該支部において別途書面で定めることとする。
- 3 2人以上のてん補裁判官が指名されている支部においては、各てん補裁判官は、

そのてん補日に処理することができる事務については、他の裁判官に分配される事務（当該他の裁判官が処理するのが相当なものを除く。）でも、これを処理する。

（準用）

第34条 この規程第2編第3章及び第4章の定めは、その性質に反しない限り、支部の裁判事務の分配に準用する。

（裁判長等の代理）

第35条 岩見沢、室蘭及び小樽各支部の裁判長に差し支えのあるときは、当該支部の判事が代理する。

2 岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽各支部の裁判官に差し支えのあるときは、当該支部の裁判官が代理する。

3 滝川、浦河及び岩内各支部をてん補する裁判官に差し支えのあるときは、滝川支部については岩見沢支部の裁判官が、浦河支部については苫小牧支部の裁判官が、岩内支部については小樽支部の裁判官が代理する。

（支部長の代理）

第36条 岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽各支部の支部長に差し支えのあるときは、当該支部の判事が代理する。

2 滝川、浦河及び岩内各支部における支部長の行うべき司法行政事務は、次に掲げる判事が取り扱う。

滝川支部 秋 保 春 菜

浦河支部 山 川 勇 人

岩内支部 谷 口 実 希

3 前項の判事に差し支えのあるときは、滝川支部については岩見沢支部の判事が、浦河支部については苫小牧支部の判事が、岩内支部については小樽支部の判事が代理する。

第4編 管内簡易裁判所

(係の設置等)

第37条 札幌、岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽各簡易裁判所における係の設置、裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表第6のとおりとする。

(準用)

第38条 この規程第2編第3章及び第4章の定めは、その性質に反しない限り、管内簡易裁判所の裁判事務の分配に準用する。ただし、札幌簡易裁判所における事件の分配については、相当と認めるときは、事務分配等調整委員会はこれと異なる分配をすることができる。

(裁判事務の代理)

第39条 札幌、岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときは、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

2 夕張、滝川、伊達、浦河、静内及び岩内各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときは、別表第7の「代理裁判官」欄の裁判官が代理する。

(司法行政事務を掌理する裁判官の代理)

第40条 札幌簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、簡易裁判所判事片倉毅が代理する。

2 岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、当該簡易裁判所の裁判官のうち第36条第1項の判事が代理する。

3 夕張、滝川、伊達、浦河、静内及び岩内各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、別表第7の「代理裁判官」欄の裁判官が代理する。

(被疑者の国選弁護人選任等の処分についての職務の代行)

第41条 被疑者の国選弁護人選任等の処分を行う裁判官（簡易裁判所判事の兼官を有しない未特例判事補を除く。）は、刑事訴訟法第37条の2の選任の請求、

第37条の4の選任の申出、第37条の5の選任の申出、第38条の3第4項の解任の申出及び第350条の17の選任の請求を受理した簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができるものとする。

(令状事件等の取扱い)

第42条 札幌簡易裁判所における、平日の勤務時間中の起訴前の勾留に関する処分の請求事件及び被疑者の国選弁護人選任等の処分は、別表第6記載の裁判官が行う。

2 札幌簡易裁判所における、平日の執務時間中の令状請求事件（起訴前の勾留に関する処分の請求事件を除き、児童福祉法第33条第3項の一時保護状請求事件、行政手続に基づく臨検等の許可請求事件（児童虐待の防止等に関する法律に基づくものを除く。）、警察官職務執行法第3条の保護許可状請求事件及び更生保護法第63条の引致状請求事件を含む。）は、別表第6記載の裁判官が行う。

3 小樽簡易裁判所における平日の執務時間外及び裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。）に処理すべき令状請求事件の処理は、小樽簡易裁判所の裁判官のほか、札幌簡易裁判所の裁判官が行う。

4 平日の執務時間外、裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。）及び夏季休廷期間中に処理すべき令状請求事件の処理は、別に定めるところによる。

5 前項の定めにより令状請求事件を処理した裁判官は、被疑者の国選弁護人選任等の処分も行うことができる。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割

- 1 この表において「医事関係訴訟事件」とは、医療に関する損害賠償又は債務不存在の確認を求める訴訟事件（移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を含む。）をいう。
- 2 この表において「建築関係訴訟事件」とは、次のアからカまでに該当する訴訟事件（移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を含む。）をいう。
  - ア 建物（土地の工作物を含む。以下同じ。）の設計、施工若しくは監理の瑕疵の有無に関する請負代金（設計料、監理料を含む。）請求事件又は売買代金請求事件
  - イ 建物の工事の完成の有無に関する請負代金（設計料、監理料を含む。）請求事件又は売買代金請求事件
  - ウ 建物の工事の追加変更の有無に関する請負代金（設計料、監理料を含む。）請求事件又は売買代金請求事件
  - エ 建物の設計若しくは監理の出来高の有無に関する請負代金（設計料、監理料を含む。）請求事件又は売買代金請求事件
  - オ 建物の設計、施工又は監理の瑕疵を原因とする損害賠償請求事件
  - カ 建物の工事の未完成を原因とする損害賠償請求事件

民 事 第 1 部			
裁判官 の配置	総括判事	1係 川崎直也	開廷の 日割
	判事	4係 阿久津見房	
	判事	2係 宮崎沙織	
	判事補	河村龍	
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1	通常訴訟事件（車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件、労働訴訟事件、知的財産権訴訟事件、医事関係訴訟事件、建築関係訴訟事件、共通義務確認訴訟事件、簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件、移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を除く。）（23分の5）	
	2	車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件（医事関係訴訟事件を除く。）（23分の5）	
	3	労働訴訟事件（23分の5）	
	4	知的財産権訴訟事件（23分の5）	
	5	共通義務確認訴訟事件（23分の5）	
	6	簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件（23分の5）	
	7	移送又は回付のあった通常訴訟事件で合議決定がされている事件（医事関係訴訟事件及び建築関係訴訟事件を除く。）（4分の1）	
	8	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（23分の5）	
	9	行政訴訟事件（4分の1）	
	10	控訴事件及び抗告事件（4分の1）	
	11	保全命令事件のうち労働仮処分事件、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（各23分の5）	
	12	共助事件（23分の5）	
	13	人身保護事件（4分の1）	
	14	訴えの提起前の証拠保全の申立事件（5分の1）	
	15	仲裁関係事件（23分の5）	
	16	訴えの提起前の証拠収集の処分等の申立事件（5分の1）	

民 事 第 2 部				
裁判官 の配置	総括判事	吉 川 昌 寛	開廷の 日 割	合議 月曜、水曜
	判 事 1係	久 保 雅 志		単独 火曜、木曜
	判 事 3係	濱 岡 恭 平		
	判 事 2係	大 塚 真 史		
	判事補	宮 川 太 真		
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1	通常訴訟事件（車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件、労働訴訟事件、知的財産権訴訟事件、医事関係訴訟事件、建築関係訴訟事件、共通義務確認訴訟事件、簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件、移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を除く。）（23分の6）		
	2	車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件（医事関係訴訟事件を除く。）（23分の6）		
	3	労働訴訟事件（23分の6）		
	4	知的財産権訴訟事件（23分の6）		
	5	医事関係訴訟事件（獣医療を含む全部）		
	6	共通義務確認訴訟事件（23分の6）		
	7	簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件（23分の6）		
	8	移送又は回付のあった通常訴訟事件で合議決定がされている事件（医事関係訴訟事件及び建築関係訴訟事件を除く。）（4分の1）		
	9	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（23分の6）		
	10	行政訴訟事件（4分の1）		
	11	控訴事件及び抗告事件（4分の1）		
	12	保全命令事件のうち労働仮処分事件、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（各23分の6）		
	13	共助事件（23分の6）		
	14	人身保護事件（4分の1）		
	15	訴えの提起前の証拠保全の申立事件（5分の2）		
	16	仲裁関係事件（23分の6）		
	17	訴えの提起前の証拠収集の処分等の申立事件（5分の2）		

民 事 第 3 部

裁判官 の配置	総括判事 1係 小野瀬 昭 判 事 4係 元 芳 哲 郎 判 事 3係 北 村 久 美 判 事 2係 荻 野 文 則 判事補 河 村 紗 穂	開廷の 日 割	合議 木曜 単独 月曜～水曜、金曜
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1 通常訴訟事件（車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件、労働訴訟事件、知的財産権訴訟事件、医事関係訴訟事件、建築関係訴訟事件、共通義務確認訴訟事件、簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件、移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を除く。）（23分の7） 2 車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件（医事関係訴訟事件を除く。）（23分の7） 3 労働訴訟事件（23分の7） 4 知的財産権訴訟事件（23分の7） 5 建築関係訴訟事件（全部） 6 共通義務確認訴訟事件（23分の7） 7 簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件（23分の7） 8 移送又は回付のあった通常訴訟事件で合議決定がされている事件（医事関係訴訟事件及び建築関係訴訟事件を除く。）（4分の1） 9 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（23分の7） 10 行政訴訟事件（4分の1） 11 控訴事件及び抗告事件（4分の1） 12 保全命令事件のうち労働仮処分事件、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（各23分の7） 13 共助事件（23分の7） 14 人身保護事件（4分の1） 15 訴えの提起前の証拠保全の申立事件（5分の1） 16 仲裁関係事件（23分の7） 17 訴えの提起前の証拠収集の処分等の申立事件（5分の1）		

民 事 第 4 部				
裁判官 の配置	総括判事	澤田久文	開廷の 日割	月曜～金曜
	判事	岡本利彦		
事件の 種類 及び 割合	判事	大塚穂波		
	判事	堀内綾乃		
	判事補	市原隆一郎		
	判事補	佐々木麗也		
	判事補	阿部慎也		
	1	民事執行事件（全部）		
	2	保全命令事件（労働仮処分事件を除く。）、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（全部）		
	3	仮登記仮処分命令の申請事件（全部）		
	4	破産事件及び再生事件（全部）		
	5	特別清算事件及び会社更生事件（全部）		
	6	商事非訟事件（全部）		
	7	船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件（全部）		
	8	民事非訟事件、借地非訟事件、罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件（全部）		
	9	調停事件（訴えの提起後調停に付された事件を除く。）（全部）		
	10	訴えの提起等についての特別代理人選任の申立事件（全部）		
	11	配偶者暴力等に関する保護命令事件（全部）		
	12	財産開示事件（全部）		
	13	第三者からの情報取得事件（全部）		
	14	労働審判事件（全部）		
	15	簡易確定事件（全部）		
	16	過料事件（全部）		
	17	発信者情報開示命令事件（全部）		
	18	特定和解の執行決定事件（全部）		

民 事 第 5 部			
裁判官 の配置	総括判事 1係 有 田 浩 規 判 事 3係 太 田 雅 之 判 事 4係 細 包 寛 敏	開廷の 日 割	合議 金曜 単独 月曜～木曜
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1 通常訴訟事件（車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件、労働訴訟事件、知的財産権訴訟事件、医事関係訴訟事件、建築関係訴訟事件、共通義務確認訴訟事件、簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件、移送又は回付のあった事件で合議決定がされている事件を除く。）（23分の5） 2 車両の事故による損害賠償請求事件及び保険金請求事件（医事関係訴訟事件を除く。）（23分の5） 3 労働訴訟事件（23分の5） 4 知的財産権訴訟事件（23分の5） 5 共通義務確認訴訟事件（23分の5） 6 簡易確定決定に対する異議後の訴訟事件（23分の5） 7 移送又は回付のあった通常訴訟事件で合議決定がされている事件（医事関係訴訟事件及び建築関係訴訟事件を除く。）（4分の1） 8 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（23分の5） 9 行政訴訟事件（4分の1） 10 控訴事件及び抗告事件（4分の1） 11 保全命令事件のうち労働仮処分事件、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（各23分の5） 12 共助事件（23分の5） 13 人身保護事件（4分の1） 14 訴えの提起前の証拠保全の申立事件（5分の1） 15 仲裁関係事件（23分の5） 16 訴えの提起前の証拠収集の処分等の申立事件（5分の1）		

別表第2

刑事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割

刑 事 部						
裁判官の配置	総括判事 1係	渡 邊 史 朗	開廷の日割	合議 単独	月曜～金曜	月曜～金曜
	判事補 2係	奥 山 拓 哉				
	判事補	河 村 紗 穂				
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1	公判請求事件				
		(1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項各号の事件（3分の1）				
		(2) その他の法定合議制事件（3分の1）				
		(3) 一人制事件（(4)の事件を除く。）（35分の11）				
		(4) 刑事訴訟法第350条の16の申立事件（3分の1）				
	2	刑事訴訟法第429条の準抗告事件（組織的犯罪処罰法第52条第2項等の没収保全及び追徴保全に関する準抗告事件を含む。）（8分の3）				
	3	起訴強制事件（3分の1）				
	4	刑事訴訟法第430条の準抗告事件（刑事確定訴訟記録法第8条第2項の不服申立てを含む。）（8分の3）				
	5	刑の執行猶予言渡取消しの請求事件（3分の1）				
	6	起訴前の証人尋問請求事件（3分の1）				
	7	起訴前の証拠保全請求事件（3分の1）				
	8	共助事件（3分の1）				
	9	医療観察法第33条第1項の申立事件（35分の11）				
10	医療観察法第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項及び第76条第1項・第2項の申立事件（35分の11）					
11	医療観察法第72条第1項及び第73条第1項の申立事件（3分の1）					
12	訴訟費用負担請求事件（刑事訴訟法第187条の2）（3分の1）					
13	児童福祉法第33条第7項の一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件（3分の1）					

刑 事 第 2 部						
裁判官 の配置	総括判事 1 係	高 杉 昌 希	開廷の 日割	合議	月曜～金曜	
	判事 2 係 判事補 判事補	織 本 も な み 斎 藤 由 里 阿 伊 藤 美 沙		単独	月曜～金曜	
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1	公判請求事件 (1) 裁判員法第 2 条第 1 項各号の事件 (3 分の 1) (2) その他の法定合議制事件 (3 分の 1) (3) 一人制事件 ((4) の事件を除く。) (3 5 分の 1 5) (4) 刑事訴訟法第 3 5 0 条の 1 6 の申立事件 (3 分の 1)				
	2	刑事訴訟法第 4 2 9 条の準抗告事件 (組織的犯罪処罰法第 5 2 条第 2 項等の没収 保全及び追徴保全に関する準抗告事件を含む。) (8 分の 3)				
	3	起訴強制事件 (3 分の 1)				
	4	刑事訴訟法第 4 3 0 条の準抗告事件 (刑事確定訴訟記録法第 8 条第 2 項の不服申 立てを含む。) (8 分の 3)				
	5	刑の執行猶予言渡取消しの請求事件 (3 分の 1)				
	6	起訴前の証人尋問請求事件 (3 分の 1)				
	7	起訴前の証拠保全請求事件 (3 分の 1)				
	8	共助事件 (3 分の 1)				
	9	医療観察法第 3 3 条第 1 項の申立事件 (3 5 分の 1 5)				
	10	医療観察法第 4 9 条第 1 項・第 2 項、第 5 0 条、第 5 4 条第 1 項・第 2 項、第 5 5 条、第 5 9 条第 1 項・第 2 項及び第 7 6 条第 1 項・第 2 項の申立事件 (3 5 分 の 1 5)				
	11	医療観察法第 7 2 条第 1 項及び第 7 3 条第 1 項の申立事件 (3 分の 1)				
	12	訴訟費用負担請求事件 (刑事訴訟法第 1 8 7 条の 2) (3 分の 1)				
	13	児童福祉法第 3 3 条第 7 項の一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件 (3 分の 1)				

刑 事 第 3 部						
裁判官 の配置	総括判事 1係 判 事 2係 判事補	渡 邊 史 朗 西 功 伊 藤 美 沙	開廷の 日割	合議 単独	月曜～金曜 月曜～金曜	
事 件 の 種 類 及 び 割 合	1	公判請求事件 (1) 裁判員法第2条第1項各号の事件 (3分の1) (2) その他の法定合議制事件 (3分の1) (3) 一人制事件 ((4)の事件を除く。) (35分の9) (4) 刑事訴訟法第350条の16の申立事件 (3分の1)				
	2	刑事訴訟法第429条の準抗告事件 (組織的犯罪処罰法第52条第2項等の没収保全及び追徴保全に関する準抗告事件を含む。) (4分の1)				
	3	起訴強制事件 (3分の1)				
	4	刑事訴訟法第430条の準抗告事件 (刑事確定訴訟記録法第8条第2項の不服申立てを含む。) (4分の1)				
	5	刑の執行猶予言渡取消しの請求事件 (3分の1)				
	6	起訴前の証人尋問請求事件 (3分の1)				
	7	起訴前の証拠保全請求事件 (3分の1)				
	8	共助事件 (3分の1)				
	9	医療観察法第33条第1項の申立事件 (35分の9)				
	10	医療観察法第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項及び第76条第1項・第2項の申立事件 (35分の9)				
	11	医療観察法第72条第1項及び第73条第1項の申立事件 (3分の1)				
	12	訴訟費用負担請求事件 (刑事訴訟法第187条の2) (3分の1)				
	13	児童福祉法第33条第7項の一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件 (3分の1)				

別表第3

起訴後第1回公判期日前の証人尋問請求、起訴後第1回公判期日前の勾留及び証拠保全に関する処分、起訴後第1回公判期日前の没収及び追徴の保全手続に係る請求又は申立事件、没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続に係る請求事件に関する処分を行う裁判官

本案事件の係属部・係	処分を行う裁判官
刑事第1部	西 功
刑事第1部1係	
刑事第1部2係	
刑事第2部	奥 山 拓 哉
刑事第2部1係	
刑事第2部2係	
刑事第3部	伊 藤 美 沙
刑事第3部1係	
刑事第3部2係	

別表第4

平日の執務時間中の令状請求事件（起訴前の勾留に関する処分の請求事件、起訴と同時にされた求令状事件、児童福祉法第33条第3項の一時保護状請求事件、行政手続に基づく臨検等の許可請求事件（児童虐待の防止等に関する法律に基づくものを除く。）、更生保護法第63条の引致状請求事件、組織的犯罪処罰法第71条の令状発付を求める申立事件、同法第23条の起訴前の没収保全命令申立事件（取消につき同法第32条）、同法第43条の起訴前の追徴保全命令申立事件（取消につき同法第47条）、麻薬特例法第23条の令状発付を求める申立事件、同法第19条第3項の起訴前の没収保全命令申立事件（取消につき同条第4項）、同法第20条第2項の起訴前の追徴保全命令申立事件（取消につき同条第3項）、国際捜査共助等に関する法律第11条の令状発付を求める申立事件、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第5条の令状発付を求める申立事件、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第10条の3及び第10条の4の令状発付を求める事件、医療観察法第34条第1項前段、第60条第1項前段及び第99条第6項の処分を含む。）、刑事訴訟法第37条の2、第37条の4、第37条の5、第38条の3第4項及び第350条の17に関する処分（以下「被疑者の国選弁護士選任等の処分」という。）並びに検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士に関する処分を行う裁判官

所属部	処分を行う裁判官
刑事第1部	奥 山 拓 哉
刑事第2部	織 本 もなみ
同	伊 藤 美 沙
刑事第3部	西 功
民事第1部	河 村 龍
民事第2部	宮 川 太 真
民事第3部	河 村 紗 穂
民事第4部	阿 部 慎 也

別表第5

## 支部の係の設置、裁判官の配置及び開廷の日割

		裁判官の配置				開廷の日割	
岩見沢	民事	支部長判事 判事補 判事補 (てん補)	2係 1係	豊田哲也 秋保春菜 宮川太真	合議 単独	金曜 火曜 木曜	
	刑事	支部長判事 判事補 判事補 (てん補)	2係 1係	豊田哲也 秋保春菜 宮川太真	合議 単独	金曜 月曜 水曜	
滝川	民事	判事 (てん補) 支部長代理判事補 (てん補)	1係 2係	豊田哲也 秋保春菜	火曜	水曜	
	刑事	支部長代理判事補 (てん補)		秋保春菜		木曜	
室蘭	民事	支部長判事 判事 判事補 (てん補)	1係 2係	長橋正憲 山田将之穂 河村紗穂	合議 単独	月曜 火曜 木曜	
	刑事	支部長判事 判事 判事補 (てん補)	1係 2係	長橋正憲 山田将之穂 河村紗穂	合議 単独	月曜 火曜 木曜	
苫小牧	民事	支部長判事 判事	1係 2係	古賀千尋 山川勇人	水曜	金曜	
	刑事	支部長判事 判事	1係 2係	古賀千尋 山川勇人		火曜	
浦河	民事	支部長代理判事 (てん補) 判事 (てん補)	2係 1係	山川勇人 古賀千尋	木曜	金曜	
	刑事	支部長代理判事 (てん補)		山川勇人	木曜	金曜	
小樽	民事	支部長判事 判事補 判事補 (てん補)	1係 2係	藪田貴史 谷口実希 河村龍	合議 単独	水曜 月曜 水曜	
	刑事	支部長判事 判事補 判事補 (てん補)	1係 2係	藪田貴史 谷口実希 河村龍	合議 単独	水曜 火曜 金曜	
岩内	民事	支部長代理判事補 (てん補) 判事 (てん補)	1係 2係	谷口実希 藪田貴史	木曜	金曜	
	刑事	支部長代理判事補 (てん補)		谷口実希	木曜	金曜	

別表第6

簡易裁判所（札幌、岩見沢、室蘭、苫小牧及び小樽）の裁判官の配置及び裁判事務の分配

札幌簡易裁判所	
裁判官の配置	事件の種類及び割合
民事1係 木村 泰博	1 過料事件及び公示催告事件（全部） 2 即決和解（2分の1）
民事2係 片倉 毅	調停事件（民事調停法第20条により受訴裁判所が自ら処理する事件を除く。） (1) 民事2係（9分の1） (2) 民事3係（9分の6） (3) 民事12係（9分の2）
民事3係 布谷 靖裕	
民事12係 高橋 直人	
民事4係 田野 史雄	1 通常訴訟事件（交通事故による損害賠償請求事件、求償金請求事件及び債務不存在確認（債務額確認）請求事件を除く。）、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（各7分の1）
民事5係 北山 裕之	
民事6係 笹谷 敏	2 通常訴訟事件のうち交通事故による損害賠償請求事件、求償金請求事件及び債務不存在確認（債務額確認）請求事件（各15分の2）
民事7係 加藤 博之	3 受訴裁判所における保全命令事件（担保取消事件を含む。）、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件
民事8係 二本柳 聡	
民事9係 末神 克之	4 民事調停法第20条により自ら処理する調停事件
民事10係 設楽 篤	5 民事調停委員に対する除斥申立事件及び裁判所書記官（刑事係の書記官を除く。）に対する除斥又は忌避申立事件（各8分の1）
民事11係 池田 英彰	1 少額訴訟事件（異議事件を含む。）（全部） 2 民事11係に係属中の事件に対する反訴事件 3 受訴裁判所における保全命令事件（担保取消事件を含む。）、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件 4 民事調停法第20条により自ら処理する調停事件 5 少額訴訟債権執行事件（全部） 6 受訴裁判所における保全命令事件を除く保全命令事件（担保取消事件を含む。）、その命令に対する保全異議の申立事件及び保全取消しの申立事件（全部） 7 執行雑事件（他の係で処理する事件を除く。）（全部） 8 民事雑事件（他の係で処理する事件を除く。）（全部）

		<p>9 借地非訟事件、不適法督促異議事件、証拠保全事件、書記官のした処分(支払督促申立の却下処分、更正処分及び仮執行宣言の却下処分)に対する異議事件(全部)</p> <p>10 共助事件(全部)</p> <p>11 民事調停委員に対する除斥申立事件及び裁判所書記官(刑事係の書記官を除く。)に対する除斥又は忌避申立事件(8分の1)</p> <p>12 即決和解(2分の1)</p> <p>13 通常訴訟事件のうち交通事故による損害賠償請求事件、求償金請求事件及び債務不存在確認(債務額確認)請求事件(15分の1)</p>
刑 事 事 件	<p>刑事1係 片 倉 毅</p> <p>刑事2係 前 村 唯 之</p> <p>刑事5係 高 橋 直 人</p>	<p>1 公判請求事件</p> <p>(1) 刑事1係(12分の6)</p> <p>(2) 刑事2係(12分の3)</p> <p>(3) 刑事5係(12分の3)</p> <p>2 医療観察法第24条第2項の嘱託事件(各3分の1)</p> <p>3 正式裁判の請求事件並びに略式命令不適法及び不相当事件(各3分の1)</p> <p>4 略式命令事件のうち、</p> <p>(1) 在庁事件(各4分の1)</p> <p>(2) 在庁でないその余の事件(各8分の1)</p> <p>5 刑の執行猶予言渡取消しの請求事件、証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件及びその他の雑事件(各3分の1)</p> <p>6 起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分のうち、</p> <p>(1) 刑事1係の事件に関するもの(刑事2係が全部)</p> <p>(2) 刑事2係の事件に関するもの(刑事5係が全部)</p> <p>(3) 刑事5係の事件に関するもの(刑事1係が全部)</p> <p>7 訴訟費用負担請求事件(刑事訴訟法第187条の2)(各3分の1)</p> <p>8 更生保護法第52条第6項の手続(各3分の1)</p> <p>9 本規程第42条第1項で定める事件及び処分</p> <p>(1) 刑事1係(4分の1)</p> <p>(2) 刑事2係(4分の1)</p> <p>(3) 刑事5係(4分の1)</p> <p>10 本規程第42条第2項で定める事件</p> <p>(1) 刑事1係(20分の3)</p>

		(2) 刑事2係(20分の8) (3) 刑事5係(20分の3) 11 刑事係の裁判所書記官に対する忌避又は回避申立事件 (各3分の1)
刑事3係	布谷靖裕	1 刑事1係、刑事2係又は刑事5係担当の裁判官の正式裁判の請求事件並びに略式命令不適法及び不相当事件から適宜配分を受けて、その事件を扱う。 2 略式命令事件のうち、在庁でないその余の事件(8分の1) 3 本規程第42条第2項で定める事件(20分の3)
刑事4係	小林司	1 略式命令事件のうち、 (1) 在庁事件(4分の1) (2) 在庁でないその余の事件(8分の4) (3) 三者即日処理交通事件(全部) 2 本規程第42条第1項で定める事件及び処分(4分の1) 3 本規程第42条第2項で定める事件(20分の3)

岩見沢簡易裁判所		
	裁判官の配置	事件の種類及び割合
民事事件	1係 秋保春菜	1 民事調停事件(全部) 2 保全命令事件(担保取消請求事件を含む。)、保全異議申立事件及び保全取消申立事件(2分の1) 3 書記官のした処分(支払督促申立の却下処分、更正処分、仮執行宣言の却下処分)に対する異議事件(全部) 4 その他の事件(全部)
	2係 豊田哲也	1 通常訴訟事件のうち差戻事件(全部) 2 保全命令事件(担保取消請求事件を含む。)、保全異議申立事件及び保全取消申立事件(2分の1) 3 共助事件及び証拠保全事件(全部)
	3係 辻好信	1 通常訴訟事件(差戻事件を除く。)、少額訴訟事件(異議事件を含む。)(全部) 2 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件(全部)
刑	1係 秋保春菜	1 公判請求事件(差戻事件を除く。)(全部) 2 正式裁判の請求事件(全部) 3 その他の雑事件(全部)
	2係 豊田哲也	1 公判請求事件のうち差戻事件(全部) 2 起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分(全部)

事 件		3 訴訟費用負担請求事件（刑事訴訟法187条の2）（全部）
	3係 辻 好 信	1 略式事件（三者即決処理交通事件を含む。）（全部） 2 令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（全部） 3 被疑者の国選弁護人選任等の処分（全部）

室 蘭 簡 易 裁 判 所		
	裁判官の配置	事 件 の 種 類 及 び 割 合
民 事 事 件	1係 長 橋 正 憲	通常訴訟事件のうち差戻事件（全部）
	2係 井 川 雅 寛	1 通常訴訟事件（差戻事件を除く。）（全部） 2 少額訴訟事件（異議事件を含む。）（全部） 3 書記官のした処分（支払督促申立の却下処分、更正処分、仮執行宣言の却下処分）に対する異議事件（全部） 4 その他の事件（全部）
	3係 山 田 将 之	他の民事係裁判官の担当事件から適宜配分を受けて、その事件を取り扱う。
刑 事 事 件	1係 長 橋 正 憲	1 公判請求事件のうち差戻事件（全部） 2 起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分（全部） 3 正式裁判の請求事件（全部） 4 令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（5分の1）
	2係 井 川 雅 寛	1 公判請求事件（差戻事件を除く。）（全部） 2 略式事件（三者即決処理交通事件を含む。）（全部） 3 令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（5分の4） 4 その他の事件（全部）
	3係 山 田 将 之	他の民事係裁判官の担当事件から適宜配分を受けて、その事件を取り扱う。

苦 小 牧 簡 易 裁 判 所		
	裁判官の配置	事 件 の 種 類 及 び 割 合
民	1係 古 賀 千 尋	通常訴訟事件のうち差戻事件（全部）
	2係 狩 原 元	1 通常訴訟事件（差戻事件を除く。）、少額訴訟事件（異議事件を含む。）（2分の1） 2 書記官のした処分（支払督促申立の却下処分、更正処分、仮執行宣言の却下処分）に対する異議事件（2分の1）

事 事 件		3 その他の事件（2分の1）
	3係 吉村勝彦	他の民事係裁判官の担当事件から適宜配分を受けて、その事件を取り扱う。
	4係 長井建治	1 通常訴訟事件（差戻事件を除く。）、少額訴訟事件（異議事件を含む。）（2分の1） 2 書記官のした処分（支払督促申立の却下処分、更正処分、仮執行宣言の却下処分）に対する異議事件（2分の1） 3 その他の事件（2分の1）
刑 事 事 件	1係 古賀千尋	1 公判請求事件のうち差戻事件（全部） 2 起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分（全部） 3 正式裁判の請求事件（全部）
	2係 狩原元	1 公判請求事件（差戻事件を除く。）（2分の1） 2 略式事件（三者即決処理交通事件を含む。）（2分の1） 3 令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（2分の1） 4 その他の事件（2分の1）
	3係 吉村勝彦	他の刑事係裁判官の担当事件から適宜配分を受けて、その事件を取り扱う。
	4係 長井建治	1 公判請求事件（差戻事件を除く。）（2分の1） 2 略式事件（三者即決処理交通事件を含む。）（2分の1） 3 令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（2分の1） 4 その他の事件（2分の1）

小 樽 簡 易 裁 判 所		
	裁判官の配置	事件の種類及び割合
民 事 事 件	1係 藪田貴史	1 通常訴訟事件のうち差戻事件（全部） 2 民事調停事件（全部） 3 書記官のした処分（支払督促申立の却下処分、更正処分、仮執行宣言の却下処分）に対する異議事件（全部） 4 その他の事件（全部）
	2係 藤村美緒	通常訴訟事件（差戻事件を除く。）、少額訴訟事件（異議事件を含む。）（全部）
刑	1係 谷口実希	1 公判請求事件のうち差戻事件（全部） 2 正式裁判の請求事件（全部） 3 2係の公判請求事件に関する起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分（全部） 4 起訴前の勾留に関する処分（全部）

事 事 件	2係 藪 田 貴 史	1 公判請求事件（差戻事件を除く。）（全部） 2 1係及び3係の公判請求事件に関する起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分（全部） 3 略式事件（三者即決処理交通事件を含む。）（全部） 4 令状請求事件 5 その他の事件（全部）
	3係 藤 村 美 緒	他の刑事係裁判官の担当事件から適宜配分を受けて、その事件を取り扱う。

別表第7

簡易裁判所(夕張、滝川、伊達、浦河、静内及び岩内)  
の裁判官の配置及び代理

庁 名	配置された裁判官	代 理 裁 判 官
夕張簡易裁判所	木 村 泰 博	札幌簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官
滝川簡易裁判所	新 見 賢 一	岩見沢簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官
伊達簡易裁判所	井 川 雅 寛	室蘭簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官
浦河簡易裁判所	吉 村 勝 彦	苫小牧簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官
静内簡易裁判所	吉 村 勝 彦	苫小牧簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官
岩内簡易裁判所	藤 村 美 緒	小樽簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官